

平成30年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成30年 3 月 2 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	2 番 山内 豊 3 番 植村 圭司
日程第 2	審議期間の決定	22日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	施政方針の説明	市長 説明
日程第 5	議案第 2 号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について 教育次長 説明
日程第 6	議案第 3 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 教育次長 説明
日程第 7	議案第 4 号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第 8	議案第 5 号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第 9	議案第 6 号	壱岐市土地開発基金条例の廃止について 総務部長 説明
日程第10	議案第 7 号	壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について 企画振興部長 説明
日程第11	議案第 8 号	壱岐市テレワーク施設条例の制定について 企画振興部長 説明
日程第12	議案第 9 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 市民部長 説明
日程第13	議案第10号	壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について 保健環境部長 説明
日程第14	議案第11号	壱岐市手数料条例の一部改正について 保健環境部長 説明
日程第15	議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について 保健環境部長 説明
日程第16	議案第13号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 保健環境部長 説明

日程第17	議案第14号	壱岐市都市計画審議会条例の制定について	建設部長 説明
日程第18	議案第15号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第19	議案第16号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第20	議案第17号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第21	議案第18号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第22	議案第19号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	消防長 説明
日程第23	議案第20号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市筒城浜ふれあい広場)	企画振興部長 説明
日程第24	議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市テレワーク施設)	企画振興部長 説明
日程第25	議案第22号	壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について	保健環境部長 説明
日程第26	議案第23号	長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更について	総務部長 説明
日程第27	議案第24号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	財政課長 説明
日程第28	議案第25号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	保健環境部長 説明
日程第29	議案第26号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第30	議案第27号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第31	議案第28号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第32	議案第29号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務部長 説明
日程第33	議案第30号	平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第34	議案第31号	平成30年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第35	議案第32号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第36	議案第33号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第37	議案第34号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第38	議案第35号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明

日程第39	議案第36号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計 予算	総務部長 説明
日程第40	議案第37号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計 予算	農林水産部長 説明
日程第41	議案第38号	平成30年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明
日程第42	陳情第1号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見 書提出の陳情	資料のとおり

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鵜瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

欠席議員 (1名)

8番 呼子 好君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君

企画振興部長	……………	左野 健治君	市民部長	……………	堀江 敬治君
保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	原田憲一郎君
農林水産部長	……………	井戸川由明君	教育次長	……………	山口 信幸君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成30年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、山内豊議員、3番、植村圭司議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る2月28日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営委員長（町田 正一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成30年壱岐市議会定例会3月会議の議事運営について協議のため、去る2月28日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信しておりますが、本日から3月23日までの22日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例の制定4件、条例の一部改正13件、条例の廃止1件、平成29年度補正予算関係7件、平成30年度予算関係8件、その他4件の合計37件

となっております。また、陳情1件を受理しておりますが、タブレットに配信のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月5日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月5日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月6日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第24号平成29年度老崎市一般会計補正予算（第11号）及び議案第31号平成30年度老崎市一般会計予算の2件につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置して、審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、予算について質疑される場合においても、予算特別委員長宛てに質疑の通告をされるよう、あわせてお願いいたします。

3月8日と9日の2日間を一般質問日としております。

3月13日と14日の2日間、各常任委員会を開催し、15日、19日の2日間を予算特別委員会を開催するようにならしてしております。

なお、14日は中学校卒業式のため、午後1時30分、開会としております。

3月23日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に、人事案件4件が追加議案として提出される予定となっておりますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、平成30年老崎市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告とおり、本日から3月23日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。平成30年老岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案等は37件、陳情等1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査後期の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る1月18日、長崎市において開催された長崎県離島振興市町村議会議長会正副会長会に出席をいたしました。会議では、2月に東京都で開催された全国離島振興市町村議会議長会、平成29年度第2回総会及び長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会に提出する報告事項、議案等の打ち合わせ、協議を行ったところであります。

次に、2月6日、東京都におきまして開催された、全国離島振興市町村議会議長会、平成29年度第2回総会に出席をいたしました。会議では、平成29年7月1日から平成29年12月31日までの会務報告が行われ、平成30年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認されたところであります。

引き続き、離島振興に関する研修会が行われ、国土交通省国土政策局離島振興課長佐藤正一氏より、「平成30年度離島振興対策予算について」と題して講演が行われました。終了後、第38回長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会が行われ、平成29年8月31日から平成30年2月5日までの会務報告と平成30年度事業計画及び歳入歳出予算が原案のとおり可決されました。

次に、2月15日、東京都におきまして開催された全国市議会議長会第104回評議員会に出席をいたしました。会議では、平成29年11月8日以降の活動報告及び各委員会の事務報告が行われ、平成30年度各会計の予算が原案どおり決定されました。また、総務省総務事務次官安田充氏による、「地方財政の課題」と題して講演が行われました。

以上のとおり、系統議長会議に関する報告を終わります。

次に、平成29年12月27日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会、平成29年度第2回定例会に、市山繁議員と赤木貴尚議員が出席されております。

次に、平成30年2月13日に長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、清水修議員が出席をされております。詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、去る2月13日及び14日に開催いたしました議会報告会につきましては、大変寒い中に御出席をいただきまして、ありがとうございました。今回、初めての試みとして、委員会ごとに開催いたしましたが、市民皆様の参加が少ないようでありました。今回の結果を踏まえて、市

民に開かれたよりよい議会報告会にするため、開催方法等、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、参加者皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、ホームページ及び議会だよりにて、後日、報告をいたします。

次に、2月20日には、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金雇用機会拡充事業を活用して、新たなビジネスチャンスとして捉え、事業拡大に取り組んでおられる市内の事業所を山本県議とともに視察し、事業者の方と意見交換を行い、有人国境離島法がもたらしている効果や今後の活用等、理解を深めたところであります。

今定例会3月会議において、議案説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 施政方針の説明

○議長（小金丸益明君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成30年度施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成30年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成30年度当初予算案また前会議以降、今日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、去る2月4日に執行されました長崎県知事選挙において、中村知事が見事3期目の御当選を果たされました。心からお喜びを申し上げますとともに、今後も県政発展のため、そして離島の振興発展のため、ますますの御活躍をお祈りするものであります。

有人国境離島施策の推進についてですが、昨年4月の有人国境離島法施行から、間もなく1年が過ぎようとしております。この法律は、言うまでもなく、自由民主党離島振興特別委員長谷川弥一衆議院議員の多大な御尽力により、実現したものであります。谷川代議士の御尽力に報いるため、そして本法律を最大限活用して、本市の活性化につなげるため、今後も市が中心となり、県や地域の各種団体及び民間事業者等が連携協力し、人口減少に歯どめをかけ、地域社会の維持発展に努めてまいりますので、引き続き、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

本法律の施策の重要な柱の一つである雇用機会拡充事業については、平成29年度は国から総額1億6,674万円の交付決定を受け、現在、創業3件10人、事業拡大21件68人、合計24件78人の雇用実績見込み数となっております。

課題でありました雇用人材の確保については、現在、雇用創出数の約9割を充足しておりますけれども、計画どおりの雇用創出を達成するため、2月3日に福岡市において仕事・移住相談会を開催し、7組13名の相談者に御来場いただきました。

また、2月11日には、壱岐の島ホールにおいて20事業者に参加いただき、第2回目となる、壱岐で働きたい方のための就職相談会を開催いたしました。相談者は13名にとどまりました。市内でも人手不足が深刻な状況となっており、今後も、県や国の関係機関と連携を図り、効果的な方法を模索しながら、雇用人材確保に取り組んでまいります。

航路航空路運賃の低廉化につきましては、昨年4月から12月までの航路航空路利用者数が全体で63万1,599人、対前年比2万7,641人、4.6%の増、そのうち割引運賃の適用者は21万4,017人で、全体利用者数に占める割合は33.9%となっており、市民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えております。

また、島外の方への適用につきましては、一定の条件のもと、島民並みの割引となる新たな仕組みが創設される見込みとの情報があるものの、詳細につきましては、まだ示されておられません。

なお、国境離島島民割引カードの発行については、1月末現在、8,898人の方が申請されており、免許証等での確認による運賃低廉化の適用は、これまで本年3月末までと周知を行ってまいりましたが、このたび、県から通知がございまして、現在のカードの発行状況が低調なことなどから、関係市町及び事業者の意向を踏まえ、平成30年度については、国境離島島民割引カードでの確認を基本とするものの、これまで同様、航路は免許証等公的機関が発行する書類、航空路は島民航空カードでの確認も、引き続き島民割引の適用が可能となっております。しかしながら、国境離島島民割引カードの提示による乗船券の購入が窓口での混雑を緩和するスムーズな手続きにつながりますので、市民皆様には早目のカード作成について御理解、御協力をお願いいたします。

国境離島法に係る平成30年度当初予算につきましては、4本の柱の施策について積み上げを行い、国境離島振興費として所要の予算を計上いたしております。

次に、**まち・ひと・しごと創生**についてですが、壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成29年度は地方創生推進交付金事業により、壱岐市産業支援センター事業ほか計7事業と地方創生拠点整備交付金事業により、ハード事業の、壱岐！生きプロジェクトしまごと博物館サテライト拠点整備事業の採択を受け、人口減少対策と将来にわたり活力のある地域社会を維持するため、着実に取り組んでおります。

また、総合戦略の実効性を高めるためにも、産官学金労言の各団体から構成される壱岐市まち・ひと・しごと創生会議を中心に、基本目標とKPIの達成状況や施策の効果・検証を実施してまいります。

平成30年度当初予算におきましても、地方創生推進交付金事業を積極的に活用するため、所要の予算を計上いたしております。

大学との連携についてですが、去る2月20日に長崎ウエスレヤン大学と本市の間において、連携協定を締結いたしました。協定締結の目的は、本市が有する資源の効果的な活用と両者の緊密な連携・協力により、本市が抱えるさまざまな課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することにあります。

現在、進めているインバウンド観光並びに人材育成、産業振興などのあらゆるまちづくりの要素に、大学の持つすぐれた知識や人材等が活用されるものと期待をいたしております。

また、同日付で、長崎ウエスレヤン大学副学長の井川博行様に、壱岐市政策顧問へ就任いただきました。

井川副学長は、本市出身で、長崎県観光振興課企画監として、県の観光振興に尽力され、現在は、長崎ウエスレヤン大学副学長、そして現代社会学部外国語学科の特認教授として、特に、インバウンド観光等に造詣が深く、今後、本市におけるインバウンド事業や観光振興施策の推進、さらに、人材育成等について、指導・助言を賜るため、壱岐市政策顧問への就任について、御承諾いただいたところであります。

次に、平成29年度の**ふるさと納税**については、平成30年2月末現在で、入金ベースで1万1,161件、2億5,386万円の寄附額となっております。本年度は、50年に一度とされた豪雨災害における九州豪雨災害緊急支援寄附もありまして、さらには、動画の活用や各種新聞、雑誌への広告掲載により、効果的な宣伝活動を行った結果、昨年度を大きく上回る2倍近くの御寄附をいただいております。

しかしながら、総務大臣通知によりまして、2月1日から返礼割合を5割から3割に見直しておりますことから、新年度は、寄附額の減少も想定されますことから、本年度の当初予算額を若干上回る2億円の予算計上を行っております。

今後も、ふるさと納税の使途を工夫し、活用する事業内容や成果をできる限り明確にするなど、交流人口拡大や移住定住につなげるため、効果的なPRに努めてまいります。

次に、**産業振興で活力あふれるまちづくり**でございます。

まず、**農業の振興**についてです。本市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり、組織づくり及び農業生産額の向上が重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すため、担い手対策、米政策、施設園芸、畜産振興等の各種施策を講じてまいります。

農業の継続・成長には、後継者を初めとする人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠であり、喫緊の課題となっております。このため、新規就農者、農業後継者や女性農業者などの新規認定

農業者の認定や集落営農組織、特定農業法人の設立、企業の新規参入等、多様な担い手確保対策を推進してまいります。

認定農業者につきましては、現在283経営体を認定しており、法人経営体が32経営体となっております。

また、集落営農組織については、集落営農法人が27組織、特定農業団体が5組織、集落営農組織が11組織設立されており、本市農業の柱となる担い手として大きな期待を寄せており、今後も引き続き、組織の持続的な経営安定に向けた育成支援を行ってまいります。

また、昨年4月から、壱岐市農協担い手支援室を中心として、壱岐市担い手サポートセンターが設置されており、県壱岐振興局と市から週1回職員を派遣し、総合的な担い手の支援を行っております。

昨年4月から12月末まで、定例相談会等により、延べ132経営体の相談を受けており、法人化や事業拡大、経理等に対する支援を行っております。

農家皆様から一定の評価を受けておりますので、今後もこの取り組みを継続させ、地域農業のさらなる振興発展を図ってまいります。

畜産振興につきましては、2月の子牛市の結果は、前回比98.89%と若干値下がりし、年間平均も過去最高を記録した昨年度を1万円程度下回る83万7,000円台でありましたが、依然として高値で推移しております。

肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちの「壱岐牛」として、地域商標登録され、人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

一方、近年の肥育素牛の高騰により、肥育農家の経営が圧迫されており、今後の壱岐牛の維持・確保が厳しい状況にありますので、平成30年度より、肥育素牛導入に対して緊急的な支援を行うことといたしております。

繁殖雌牛の飼養頭数につきましては、これまで飼養農家の減少等により減少傾向にありましたが、平成29年度は、16戸の繁殖農家が減少したにもかかわらず、若干の増頭を見込んでおります。これは、壱岐市農協が昨年度から取り組んでいるチャレンジ7000事業を初め、関係機関の各種増頭対策等によるものと考えております。今後も引き続き生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

農地・農業用施設災害等については、国への関係事務手続を終え、現在、復旧工事に着手しております。今回は被災箇所も多く、復旧に期間を要しますので、関係農家の皆様には、作物の作付計画等もあろうかと存じますが、御理解いただきますようお願いをいたします。

水産業の振興については、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高どまり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。平成29年4月から本年1月

までの市全体の漁獲量及び漁獲高の前年比較は、漁獲量11.3%減の2,393トン、漁獲高12.1%減の22億1,700万円となっており、資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイカの不漁、クロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風などの天候不良、さらには、燃油価格の上昇など、魚価及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

このような中、漁業用燃油については、国の漁業経営セーフティーネット構築事業での急騰対策補填が今年1月に発動していることから、高騰に伴う市独自の支援策として、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維持及び確保するため、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、市単独事業として、意欲ある担い手の育成支援事業である認定漁業者制度並びに漁業後継者対策事業の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済、漁船保険の掛け金への助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化機器導入への助成、さらに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、これらの振興施策について、引き続き実施してまいります。

国、県の事業としましては、魚介類の海上輸送費を助成する離島輸送コスト支援事業、漁場の生産力向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを行う集落を支援する離島漁業再生支援交付金、また、漁業集落が行う漁業、海業の雇用を創出する取り組みや雇用の創出を円滑に行うための環境整備を実施する特定有人国境離島漁村支援交付金、新規就業時の経費負担を軽減し、若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。今後も、これらの制度を積極的に活用していただき、漁業・漁村の活性化につなげていただくことを期待しております。

クロマグロの資源管理については、極めて厳しい状況が続いております。市としましても、これまで議会とともに、クロマグロの資源管理に伴う支援について、長崎県知事への要望等を行ってまいりましたが、今後も引き続き、漁業者皆様や各漁協、関係機関、団体等と連携を図り、要望等行ってまいりたいと考えております。

栽培漁業につきましては、壱岐栽培センターを活用し、アワビ31万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の生産・放流を計画いたしております。限られた資源を持続的に利用し、漁業者の所得の安定・向上を図るため、効果的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組んでまいります。

漁港整備については、漁港機能の充実と利便性の向上を図るため、補助事業により、諸津漁港に簡易浮き桟橋、八幡浦漁港に防風柵と簡易浮き桟橋の設置、小崎漁港物揚げ場のかさ上げを計画いたしております。漁港利用者の安全対策として、順次進めておりましたが、岸壁等への車どめ設置については、本年度完了の予定であります。

また、今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の機能保全計画に基づき、平成30年度に初瀬漁港臨港道路、湯ノ本漁港浮き桟橋、七湊漁港物揚げ場の機能保全対策工事を予定しております。

観光の振興については、平成29年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は72万9,059人で、対前年比103.9%となっております。昨年は、天候不良等の影響が比較的少なく、年間を通して多くのお客様にお越しいただきました。

昨年4月に有人国境離島法が施行され、滞在型観光促進のための事業展開を実施しております。壱岐には数多くの神社があり、これまでに42社めぐりなど、壱岐ならではの情報発信を進めており、今回、壱岐独自の御朱印帳を製作し、島外のお客様に好評を得ております。

一支国博物館につきましては、本年度の入館者数が1月末現在で8万4,633人、対前年比107%となっております。現在の指定管理者が平成30年度までであるため、次期指定管理者の選定に向けた諸準備を進めているところであります。

また、地方創生拠点整備交付金を活用し、整備を進めておりました郷ノ浦港ターミナル隣接地の観光サービス拠点施設が、この3月に完成いたしますので、今回、施設条例の制定について議案を提出しております。

福岡事務所につきましては、昨年10月から所長を観光商工課長の兼務といたしておりましたが、この4月からは、専任の所長を配置するよう予定をいたしております。

イルカパークにつきましては、1月末現在での入園者数が2万3,568人で、対前年比116.5%となっております。安定的かつ魅力あるイルカパークの運営を図るため、これまで浚渫工事や水質・底質調査等を実施する一方、イルカの体験プログラムのほかに、園内にさまざまな動物を集めての移動動物園を実施するなど、入園者数増加のための趣向を凝らしております。

また、今後は、園内において、イルカが自然繁殖することのできる環境づくりに向けた調査・研究を進め、それに伴う基盤整備を実施してまいります。

あわせて、平成30年度から32年度にかけて、地方創生推進交付金を活用して、生けすの整備や仕切り網などのハード整備、また映像素材づくりや情報発信事業などのソフト事業に一体的に取り組むこととしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

壱岐島荘については、安定的な経営で進んでおりますけれども、駐車場が手狭であり、バスの出入りに支障を来していることから、駐車場の拡張及び食堂改修のため、今回、所要の予算を計上しております。さまざまな情報発信を展開する中で、今後も引き続き、日本遺産を含め、原の辻遺跡と一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史、文化遺産に壱岐の美しい自然環境や豊かな食材を生かした魅力的な観光地づくりに取り組んでまいります。

商工業の振興については、日本経済の緩やかながらも息の長い景気拡張が続く中、離島部にお

いての地域経済は依然として厳しい状況にあります。そのような中、有人国境離島法の雇用機会拡充事業において、24事業が取り組まれており、平成30年度においても、41事業の要望が上がっております。全国的な人手不足の状況の中、本市においても、有効求人倍率は昨年3月から1倍以上で推移し、市内における人材の確保が厳しくなっており、新卒者を含め、U I ターン者の確保に向けて取り組んでまいります。

昨年8月に開設したI k i —B i zについては、1月末現在での相談件数が445件となっており、現在3週間の予約待ちという状況であります。相談を予定されている事業者の皆様には、早目の予約をお願いいたします。さまざまな業種の皆様とともに、売り上げ向上等を目指し、本市の経済浮揚に向けて、今後も積極的に取り組んでまいります。

また、**テレワークの推進**については、センターを拠点とし、主婦の方を中心としたウェブライター13名の育成や若者を中心としたプログラマー3名の育成を行っており、30年度についても、引き続き、みずから稼ぐことができる人材の育成に力を入れてまいります。

テレワークセンターは、10月から稼働しておりまして、既に1,000人を超す方々に御利用いただいております。テレワークのオフィスとしての活用以外にも、市民皆様に会議やイベント等でも多く御利用いただいております。

また、地方創生の新たな施策として全国的に注目を浴びる中で、さまざまなメディアでも紹介されており、視察や研修の場所としても、島外から約400人の方々に御利用いただいております。

テレワーク施設を効率的かつ継続的に運営していくため、富士ゼロックスとの官民連携組織である一般社団法人壱岐みらい創りサイトへの指定管理について、今回議案を提出いたしております。

次に、昨年開始した**地域商社事業**については、まずは職員育成、組織づくり、商流・物流から始め、現在では、鮮魚・肉類・加工品の販売まで行っている状況にあります。昨年8月に法人格を取得し、10月ごろから本格的に商社業務を開始しておりますが、東京・大阪でのシーフードショーや各種商談会への参加、I k i I k i サポートショップへの営業を重ねた結果、3月までの6カ月間で440万円の売り上げを見込んでおります。加えて、3月からは通信販売事業を開始しており、売り上げがさらに増加する見込みとなっております。平成30年度には、一層の営業力の強化、スムーズな受注・出荷体制を構築し、また、市内の隠れた逸品の掘り起こしを同時に進め、全国に広く壱岐産品の販路拡大を目指してまいります。本商社事業のますますの推進により、市内経済のさらなる活性化を図ってまいります。

次に、**福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり**について申し上げます。

まず、**地域福祉の推進**についてでございますが、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して

いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とする第2次壱岐市地域福祉計画に沿って、地域の福祉力向上を図るため、民生委員、児童委員や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や壱岐市社会福祉協議会が進める福祉協力員の設置を支援し、災害時等に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

また、このたび策定した第5期障がい福祉計画とあわせて、第2次壱岐市障がい者計画に沿って、障害福祉サービスの充実や障害者施設の整備に対する支援等を行い、障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

平成27年10月に経営移譲した市立特別養護老人ホームについては、社会福祉法人壱心会により、特別養護老人ホーム「壱岐のこころ」として、順調に運営がなされております。現在、敷地提供した鯨伏幼稚園下に新施設の建設が進められており、本年度末には完成の予定と伺っております。

なお、その敷地にあったゲートボール場の代替施設として、ふれあいセンターかざはや芝生広場に、ゲートボール場2面の広さを有する全天候型多目的施設を整備中であり、6月末の完成予定となっております。ゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツはもちろん、さまざまなイベント等、多くの皆様に御利用いただきたいと考えております。

次に、**幼保連携型認定こども園の設置について**ですが、幼児教育・保育の質の向上と量の確保及び待機児童解消、育児と仕事の両立支援を目指し、園舎を旧石田町テニスコート跡に新築し、壱岐市初の幼保連携型認定こども園を設置予定であり、平成31年4月開園を目指しております。

幼保連携型認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ施設であります。地域の就学前の全ての子育て家庭を対象として、子育ての不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供を行うなど、安心して育児ができる子育て支援活動の促進と地域で子育てを支える環境づくりに努めてまいります。

健康づくりの推進についてですが、市民皆様が、健やかで心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指すため、このたび、壱岐市保健事業計画の見直しを行いました。平成30年度から、この新しい計画に基づき、各種健診、相談、予防、健康教室等の充実を図ってまいります。

特に、重点施策である生活習慣病の重症化予防対策については、特定健診同様、さらなる取り組みを進めてまいります。

また、市民協働の活動として、健診受診率向上のため、健康づくり推進員の皆様並びに各自治公民館の福祉保健部と協働して、引き続き啓発事業を推進してまいります。

食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢約180名の組織力と結束力で、食生活改善に加え、健診の受診勧奨など、健康づくり全般にわたる啓発をあらゆる場面で展開していただいております。

健康づくりは、予防とともに自分の体の状態を知ることが重要であります。市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も、市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開を推進してまいります。

国民健康保険については、制度の安定を図るため、これまでの市町による運営から県が保険者となり、平成30年度から県に財政運営責任等が移行することとなります。

このことから、スムーズな制度移行を図るため、都道府県に対し、激変緩和財源として、全国ベースで約1,600億円の追加国費が投入されます。これを受けた県へ納付する国民健康保険事業費納付金並びに県から市へ交付される保険給付費等交付金の所要額の通知に基づき、予算編成を行っております。

県単位の保険運営となったことが、本市にとって平成24年度から続いていた法定外繰り入れを解消する結果となったため、この機会に本市の国民健康保険税についても、賦課方式の見直しを行う予定であります。

今後、財政運営の責任は県となりますけれども、引き続き国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、昨年度策定した第2期データヘルス計画に基づき、特定健診受診率の向上、特定保健指導の充実並びに重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険については、第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めております。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度となります。今回、壱岐市高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画の策定並びに壱岐市介護保険条例の一部改正等を関連議案として提出しております。

この計画は、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画であり、本市の将来を見据えた介護サービス事業の整備を検討し、平成30年度から3年間の介護保険料を算定することとなっております。その結果、第1号被保険者保険料の基準額については、883円アップの月額6,145円と算定しており、被保険者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

また、平成30年度は、第7期介護保険事業計画と県が昨年度策定した第7次医療計画が同時スタートとなり、医療計画は計画期間が6年間ありますが、3年ごとに見直すこととなっております。計画の推進に当たっては、医療と介護の連携がなお一層求められることとなることから、壱岐医師会を初めとする関係機関との連携、調整を図ってまいります。

後期高齢者医療についてですが、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度発

足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費は年々増加傾向であることから、広域連合の委託事業である健康診査事業を初めとする保健事業の推進を図るとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図ってまいります。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**について申し上げます。

まず、**低炭素のしまづくり**についてでございますが、地球環境を保全し、豊かで美しい自然環境を次世代へ継承するには、地球温暖化の防止をより一層推進する必要があり、本市においても再生可能エネルギーの導入、活用促進等、環境に優しい低炭素のしまづくりに取り組んでおります。

太陽光、風力、水素、生物資源など、さまざまなエネルギー活用法がある中、平成28年度において、本市における木質バイオマスエネルギーの導入に関する実現可能性について、環境省所管の補助事業である木質バイオマスエネルギー導入活用促進事業を活用した調査を行ったところであります。

調査内容といたしましては、市内に利用可能な木質バイオマス資源がどの程度あるのかということと、木質バイオマス資源の利用可能量から本市に導入できる木質バイオマスエネルギーシステムの内容や規模についての調査を行いました。この調査結果は、小規模の発電は可能であるが、大規模なものについては、資源量からすると難しいのではないかとというものであります。

一方で、本市は本土と系統連係がなされていないため、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることに大きな制約を伴います。現在、太陽光発電や風力発電においては、電力会社による出力抑制が実施され、有効活用されない電力が発生している状況であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、不安定な自然エネルギーを有効活用するための方策をあわせて実施する必要があります。

そこで、第三セクターである壱岐クリーンエネルギー株式会社で実施している再生可能エネルギーの風力発電やその余剰電力を水素に変換して利用することにより、通常の蓄電池より長期間の保存や運搬が可能となり、より活用の幅が広がる可能性があります。

また、ソフトバンクエナジー株式会社が主体となり、壱岐市における太陽光発電の余剰電力を有効活用するための実証実験を平成28年度と平成29年度の2年間実施されております。

このように、さまざまなエネルギー活用法がある中で、まずは全体構想が必要であるとの認識から、合理的な再生可能エネルギー導入に向けて、平成30年度に国の交付金を活用して、具体的かつ現実的な将来的ビジョン策定及び実証実験等を行うようにしており、今回、所要の予算を

計上いたしております。

防災対策については、本市では、昨年の6月から7月にかけて、50年に一度とされた記録的集中豪雨に二度見舞われるなど、多くの災害が発生しました。この集中豪雨は、福岡県や大分県において九州北部豪雨となり、甚大な被害が発生させ、多くの尊い人命が失われました。また、約2年前には熊本地震も発生しており、本市においても、大災害がいつ起きてもおかしくないと感じております。このような大災害を我が事として考えたとき、事前の対策や災害発生時の迅速な対応、そして住民生活の早急な復旧の重要性を再認識しております。

具体的には、事前の対策として地域の地形や特性を反映した、より正確なハザードマップ等の作成と、これに連動した実効性のある避難計画策定、情報伝達手段の整備と多重化、自主防災組織における防災意識の普及や訓練の実施が挙げられます。

また、災害発生時の対応としては、市外からの応援を受け入れる受援体制の確立、避難所の運営方法の具体化、罹災証明等の手続事務における体制の明確化が必要となります。

さらに、復旧対策として、住居の早急な整備体制の確立等があり、今後も常に見直しを図るなど、災害に強いまちづくりの構築に努めてまいります。

原子力防災につきましては、去る2月11日に佐賀県オフサイトセンターにおいて、原子力規制委員会の更田委員長、山中委員との意見交換会が開催され、出席いたしました。この中でも、これまでどおり、市民皆様に不安がある以上、玄海原子力発電所の再稼働には反対であることを申し上げました。

なお、原子力災害では避難対策が重要であるため、松浦市、平戸市、佐世保市の各市長と共同で知事に提出している避難対策の充実に向けた要望事項である道路や港の整備の実現に向け、4市で協力してまいります。

消防・救急についてでありますけれども、平成29年度中の災害発生件数は、火災24件、救急1,772件、救助23件で前年と比較し、火災は4件、救急は119件、救助は9件の増でありました。火災の出火原因については、依然として焚き火、野焼きでございますが、大半を占めていることから、今後も火災予防の周知徹底に努めてまいります。

平成30年度の消防防災施設及び資機材の整備については、消防署郷ノ浦支署の耐震改修工事、郷ノ浦支署水槽付消防ポンプ自動車の更新、防火水槽の増設、消防団の積載車及び小型ポンプ車の更新を行うことといたしております。

複雑多様化する近年の災害は、現場活動における潜在危険も増大しており、今後も壱岐市消防団を初め、関係機関と連携を強化し、市民皆様の安全・安心のため、万全の体制を構築してまいります。

道路、河川等の整備についてですが、市道については、新年度当初予算において、補助事業の

道路改良 2 路線、交通安全施設整備 2 路線、道路防災安全工事 1 路線及び舗装補修 1 路線と起債事業 6 路線、単独事業 1 1 路線の整備費を計上いたしております。

急傾斜地崩壊対策事業についても、引き続き 2 地区の整備を進めてまいります。

また、昨年度発生した公共土木施設災害については、昨年 1 2 月より順次発注・復旧を進めております。今後も、引き続き早急復旧に向け全力で取り組んでまいります。

公営住宅についてですが、公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金による古城団地改修工事及び三本松団地の外壁及び屋上防水工事、また単独事業として、大久保団地の下水道等接続工事を予定をいたしております。

水道事業関係についてですが、水道事業においては、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントを策定し、長期的な視点に立って施設管理を行うことで、経営基盤の強化を目指してまいります。平成 3 0 年度からは、水道施設運転監視、保守点検業務を委託し、民間ならではのコスト意識や技術力で機器類等の予防、保全的な維持管理により長寿命化を図り、重傷化を未然に防ぐことで、コスト縮減を図ってまいります。

下水道事業関係についてですが、公共下水道事業は、下水道整備計画区域内の未普及地区である古城・大谷地区周辺の 1 7. 2 ヘクタールについて、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 カ年計画で整備を進めております。

漁業集落排水施設整備事業は、路面本復旧工事の一部が繰り越しとなりましたけれども、污水管布設工事は平成 2 9 年度をもって完了予定となっております。また、供用開始も順次行い、芦辺浦で約 1 5. 8 ヘクタールの供用を開始いたしております。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、平成 3 0 年度も国・県の補助により、1 0 5 基の設置を予定いたしております。

今後も、污水处理施設の整備により、生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

また、**壱岐葬祭場の改築計画**についてですが、壱岐葬祭場については、昭和 6 2 年建設の現施設が建設後 3 0 年余り経過し、建物及び施設の老朽化、さらには機器類の更新時期を迎えておりますことから、平成 2 9 年度から測量、地質調査及び実施設計を行い、平成 3 0 年度に建物の建築・設備工事を実施、平成 3 1 年度から新葬祭場での業務運営ができるよう準備を進めてまいります。

次に、**心豊かな人が育つまちづくり**について申し上げます。

教育施設の環境整備についてでございますけれども、市内小中学校の校舎及び屋内運動場は、児童生徒の学習の場及び災害発生時における緊急避難場所として、安全性の確保が極めて重要であります。

平成29年度に設計及び解体を行った芦辺小学校体育館改築工事については、昨年の市議会定例会12月会議において、繰越明許費の議決をいただいた体育館裏法面对策工事の完了後、体育館改築工事に着手いたします。

また、芦辺中学校校舎については、校舎改築及び既存給食棟の改修を実施することといたしております。

次に、**外国語教育の充実**についてでございますけれども、市内小中学校の外国語力を高めることは、本市の大きな課題であります。そのため、新年度から次の4つの手だてに取り組み、英語力の向上を図ってまいります。

1つ目は、英語指導力向上事業であります。平成29年度に指導を受けた長崎大学の中村典生教授を講師に招き、引き続き市内の教職員を対象とした研修会等を実施することにより、英語の授業力向上を目指してまいります。

2つ目は、「エンジョイ・イングリッシュ」と命名したオールイングリッシュで英語に浸る学習活動に各中学校の全ての学年で取り組んでまいります。これは、市内のALTを初め、英語に堪能な方を講師として招き、ネイティブな発音、英語圏の人の発音という意味でございますけれども、そのような発音を聞き、コミュニケーションをとる学習活動により、英語に親しむ中学生を育てるものであります。

3つ目は、新たに小学校に導入される外国語科、外国語活動を研究する小学校をタフ事業として指定し、発表会等でその成果を市内に広げます。

4つ目は、現在、小学校に配置しているJTE——日本人英語指導講師の活動時間を拡充し、小学生の外国語学習を充実させます。これらの4つの手だては、単年度で終わる事業ではなく、創意工夫を加えながら継続して取り組み、市内小中学校の外国語力向上を図ってまいります。

また、新たに**取り組む小中学生の離島留学制度**についてですけれども、壱岐の自然や歴史、ロマン溢れる大自然の中で、豊かな学びと地域での体験活動等を望む島外の方を対象に、市内小中学校への入学または転学を希望する児童生徒を受け入れ、本市の教育の振興・充実を図り、ひいては、学校及び地域の活性化を目的として、いきっこ留学制度に取り組んでまいります。

従来、高校生が対象であった離島留学を、今回、離島活性化交付金を一部活用して、小中学生まで拡充いたします。人口減少対策にもつながるこの制度の実施に向けては、里親の募集やホームステイ費の助成など、安心して子供を預けられる教育環境の充実が不可欠となります。里親だけでなく、市内在住の祖父母の家から通学させる孫戻し留学やIターン者の親子留学に対しても助成を拡充するなど、離島留学制度の推進に努めてまいります。

また、**文化財行政**についてでございますけれども、壱岐島内には、古代より大陸とのかかわりが深い、多くの歴史遺産が存在します。

昨年は、朝鮮通信使関連資料の迎交所絵図がユネスコ世界の記憶として登録されました。また、カラカミ遺跡の発掘調査では、「周」の文字が刻まれた線刻土器が出土し、全国的にも注目を浴びているところであります。

一方で、昨年6月末の豪雨により、勝本町の金蔵寺本堂が崩壊し、市指定文化財が紛失するなど、歴史遺産を守ることの難しさを痛感しております。現在、壱岐市では、先人により大切に守り、受け継がれてきた歴史文化を適切に保存・活用するための指針となる壱岐市歴史文化基本構想を策定中であり、平成30年度の完成に向け、取り組んでまいります。

次に、**国内外交流が盛んなまちづくり**について申し上げます。

国際交流とインバウンドの推進についてでございますけれども、昨年8月から国際交流員を招致したことにより、通訳や翻訳を通して、海外向け情報発信の充実が図られているほか、昨年11月からは、市民皆様向けの国際交流セミナーや出前講座等を実施いたしております。

また、国際交流や国際教育の一環として、本年5月26日に第59回外国人による日本語弁論大会を、一般社団法人国際教育振興会、独立行政法人国際交流基金及び壱岐市の三者による主催で開催します。予選を通過した外国人出場者10名から12名が、本市で開催する本大会でスピーチを行い、その様子はNHK、Eテレで全国放送されるほか、海外向けワールドプレミアムでも放送されますので、多くの市民皆様の御来場をお願いいたします。

インバウンドの推進につきましては、全国的な人口減少と少子高齢化により、日本人観光客の低迷が推測される一方、訪日外国人観光客は右肩上がりで、増加傾向にあります。本市においても、誘客につながるさまざまな施策を展開し、外国人観光客は、徐々にではありますが、増加をいたしております。本年度は、外国メディアのプレスツアー、韓国自治体幹部との交流事業、台湾コスプレ事業等を通して、海外に向けた情報発信を行い、本市の認知度向上を図ることができました。引き続き、福岡市等と連携して、壱岐の魅力をも十分に伝える施策を展開し、誘客を図るとともに、外国人観光客とかかわる市内の交通事業者や宿泊施設、飲食店、体験事業者等の観光関係事業者のインバウンド受け入れ体制整備の支援も強化をしてまいります。

壱岐市地域公共交通網形成計画についてですが、壱岐市における公共交通機関をより便利で持続可能なものとし、本市の活性化にする目的で取り組んでいる壱岐市地域公共交通網形成計画の策定につきましては、昨年4月17日に壱岐市地域公共交通活性化推進協議会を立ち上げ、さらに、本計画策定の受託業者を決定し、市民皆様等へのアンケート調査等を踏まえ、協議を行い、現在、最終的な調整を行っております。学生や高齢者を中心とした市民皆様と観光客の双方の利用を視野に入れ、持続可能な利便性の高いサービスの提供のため、路線バス、タクシー、三島航路など、多様な交通機関が連携した総合的な公共交通ネットワークの構築を図るため、地区特性や利用者のニーズに応じたコミュニティ公共交通サービスの提供等の基本方針を定め、その基本

方針に基づく個別の施策を示しております。

内容につきましては、今後、ホームページ等において本計画案を示し、市民皆様を初め、御意見をいただき、その意見等を踏まえ最終的に本計画を策定することといたしております。本計画に基づく具体的な取り組みを定めることとなる壱岐市地域公共交通再編実施計画を新年度に策定することとしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

定住促進についてにつきましては、平成28年4月に長崎県への移住相談窓口として設立された長崎移住サポートセンターは、県と県内全市町で共同運営を行い、相談体制、情報発信の強化を図っており、また、本市においても、ワンストップ窓口を設置し、UIターン者に対する移住支援や相談を鋭意行っております。

平成28年度は、相談件数66件、相談窓口を介した壱岐市への転入は10世帯15人で、今年度は1月末現在、相談件数75件、相談窓口を介した壱岐市への転入は22世帯39人となっており、着実に成果を上げております。また、WEBサイトやSNSなどの情報発信も定着しており、本市へのアクセス数は、県内自治体内で常に上位4位以内に位置しております。

定住・移住は、仕事や住まい、子育て、医療、教育といった幅広い分野の連携が特に求められるプロジェクトであります。平成30年度は新たな移住者向けの住居確保対策として、単身者向け住宅建設支援事業、空き家所有者への改修支援事業に取り組むこととしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

本年度の**壱岐なみらい創りプロジェクト**につきましては、市民皆様が中心となり、4回の壱岐なみらい創り対話会を開催したほか、各組織の長の皆様による壱岐なみらいトップ対話会や勝本中学校での地域学習プログラムなど、さまざまな階層でのプログラムを実施いたしました。この1年間の取り組みについては3月4日に発表会が開催され、その中で、市民皆様がみずから実現したいテーマとして、15のテーマについての発表がございますので、議員皆様にもぜひ御参加いただければと思っております。

また、島内の高校生が東京大学、九州大学のほか、アムステルダム大学の学生と壱岐の地域活性化について討論を重ねた、壱岐イノベーションサマープログラムについては、今年度初めての開催となりましたが、大学生と接する機会が少ない壱岐の高校生にとっては、非常に勉強となる機会であり、また、よい刺激となって、市としても、論理的思考能力の開発、将来に対する視野の拡大、郷土愛の醸成に大きく寄与したものと考えております。未来のリーダー人材育成の観点からも、新年度についても引き続き実施してまいります。

次に、**起業家人材育成事業**についてでございます。石川県加賀市や岩手県遠野市等で導入されている地域資源や課題を活用したビジネステーマを提示して、それに挑戦したい企業家を地域おこし協力隊として誘致し、実際の事業化までの支援を行う、地域おこし協力隊制度を活用した起

業家人材育成事業について、平成30年度から新たに取り組んでまいります。

従来の地域おこし協力隊との主な違いは、市の職員として雇用はせず、本市で起業するという明確な目的を設定することにより、任期終了後に自立した地域のプレーヤーを育成するという点であります。また、それぞれの起業のテーマについては、壱岐なみらい創りプロジェクトと連携し、市民皆様が実現したい夢や地域の課題を解決するテーマを設定したいと考えております。このことにより、行政だけでは対応が難しかった分野についても、民間の知恵や財源を生かし、官民連携での課題解決につなげてまいります。

次に、**壱岐ウルトラマラソン**についてでございます。平成28年度から開催している壱岐ウルトラマラソンは、フェイスブックや公式ホームページによる情報発信を行ったほか、新聞やラジオ等、さまざまなメディアに取り上げられ、結果として、昨年の大会は参加者も増加し、事務局で試算した経済波及効果は4,800万円以上となり、本市の観光振興に大きく寄与したものと考えております。

中高生や消防団を初めとする各団体、1,000人を超えるボランティアの皆様を支えられ、さらに沿道で応援して下さった皆様など、多くの皆様に積極的に御参加いただいております。このことは地域振興事業として、また、まちづくり事業としても大きな効果があったものと捉えております。

平成30年度についても、10月20日土曜日の開催予定で計画を進めておりますので、関係機関・団体の皆様の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、**壱岐市生涯活躍のまち推進プロジェクト**についてでございます。壱岐市生涯活躍のまちは、福岡などから移り住んだ人や壱岐に住む市民皆様が生きがいを持ち、生涯を通じて健康で活躍できるまちづくりを目指すものであり、人口減少が進む中、島の豊かな自然環境のもと、壱岐ならではの健康でアクティブな暮らしを求めて多世代の方が壱岐に移り住み、地域活性化や雇用の創出を図る取り組みとなります。

本年度、基本指針・実施計画を策定して、「来てよし 住んでよし 働いてよしの壱岐」というコンセプトを設定いたしました。今後、「移住」、「住まい」、「活躍」、「ケア」の4つのテーマに沿って、推進協議会、ワーキンググループ等を中心に取り組みを進めてまいります。

福岡市・九州離島広域連携事業についてにつきましては、平成28年度から実施しておりますけれども、これまでの構成員のほか、福岡から各島への窓口となる交通事業者や観光分野の専門家が参画する広域観光戦略策定組織を結成し、広域観光戦略を策定しながら、福岡市から直行便でつながる離島の認知度向上、福岡市からの直行便を活用した旅行商品造成、チャーター機を利用して構成市町を周遊するアイランドホッピング、海外への情報発信、広域連携につながる人材育成等に取り組んでまいりました。

今後、引き続き広域観光戦略に沿った人材育成、各種業務を実施し、観光団体、交通事業者等との連携を図り、本事業が目指す交流人口増加、地域経済活性化に寄与できるよう事業の推進を図ってまいります。

次に、**婚活事業**についてでございますが、婚活事業につきましては、人口減少対策の一環として、毎年、「イキイキお結び大作戦」と題して婚活事業を実施しております。本年度で5回目となり、これまで2組のカップルが成婚されました。

平成30年度においても、コミュニケーション方法や心構えなどを学ぶ事前セミナーの開催やカップル成立後のきめ細やかなフォローなど、婚活マスターと呼ばれる専門家を招いた婚活事業を引き続き開催してまいります。また、小グループや企業・団体間の小イベントなど、工夫を凝らした婚活事業の展開を図ってまいります。

結婚を促し、成婚に至った場合に、仲介した方に奨励金を支給する結婚応援隊制度を設けておりますが、結婚応援隊への登録が現在12名であり、さらなる制度の周知並びに推進を図ってまいります。

さらに、長崎県の事業として、会員制のデータマッチングがあるお見合いシステムを活用し、平成30年度から長崎県婚活サポートセンターの市の窓口を政策企画課に設置し、県や関係機関と連携しながら、結婚に関する支援を強化してまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

平成30年度予算についてですが、平成30年度の国の予算については、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標の達成に向け、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、人づくり革命の推進や生産性革命の実現に向けた企業による設備や人材の力強い投資、研究開発、イノベーションの推進など、重要な政策課題について必要な予算措置を講じるとともに、一億総活躍社会の実現のため、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革など、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、少子高齢化社会を乗り越えるための新しい経済政策パッケージを推進することとされております。

このことを踏まえ、地方財政においても、国の取り組みと基調を合わせた聖域なき徹底した見直しを推進する一方、地方が子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に取り組みつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、地方財政対策を講じるものとされております。

本市の平成30年度の予算編成に当たっては、こうした地方財政をめぐる国の動向に注視するとともに、平成27年度に策定した第2次壱岐市総合計画の着実な実施を軸として、スクラッ

プ・アンド・ビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による効率的な予算配分を行うとともに、老岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び老岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、特定有人国境離島地域社会維持推進事業における離島航路・航空路運賃の低廉化、滞在型観光促進事業、創業事業支援拡大事業など、本市にとって有益な施策を最大限に活用し、雇用促進・島内経済の活性化につなげていくための予算編成を行っております。

一方、本市の財政状況は、平成28年度末の市債現在高が一般会計で269億5,614万4,000円、対前年度6億7,141万1,000円の減であり、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の割合は44%、経常収支比率については86.7%、対前年度1.9%増として、依然として高い水準で推移しており、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している本市の財政構造においては、今後、普通交付税の合併算定替え特例措置の段階的縮減による影響等により、さらに厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画、公共施設等総合管理計画に基づいた行財政改革に取り組むとともに、本市の将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した、平成30年度の一般会計の予算規模は272億7,000万円、対前年度当初予算比で47億4,700万円、21.1%増で、特別会計を含めた予算規模は361億1,140万4,000円、対前年度当初予算比35億855万8,000円、10.8%増となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定、一部改正に係る案件19件、予算案件15件、その他4件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後もさまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくり、そして将来の老岐市を見据えたまちづくりに、全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第2号～日程第41. 議案第38号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第41、議案第38号平成30年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上37件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 皆さん、おはようございます。議案第2号並びに第3号について御説明いたします。

議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関のうち壱岐市都市計画審議会について、壱岐市都市計画審議会条例の制定に伴い、別に定めることとなるため、本条例から削除し、また、教育委員会の附属機関として、壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を新設する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表アの市長の附属機関の部、壱岐市都市計画審議会の項を削り、別表イの教育委員会の附属機関の部、壱岐市小中学校結核対策委員会の項の次に、壱岐市いきっこ留学制度運営委員会、壱岐市いきっこ留学制度に関する重要な事項を協議決定し、制度の運営について審議することを加えます。

なお、改正条文の新旧対照表を資料1の1、2ページに記載いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について御説明いたします。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、教育委員会の附属機関として、壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を新設する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表中44の学校給食運営委員の前に、いきっこ留学制度運営委員を加え、以下の区分を繰り下げることといたします。

なお、改正条文の新旧対照表を資料1の3から5ページに記載いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号並びに第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第4号、議案第5号及び議案第6号を続けて説明いたします。

議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定及び再任用制度の導入に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

この議案第4号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法をとっております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用するものを

規定しております。

別冊議案関係資料の1の6ページから10ページに改正条例の新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。

なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正しようとする箇所でございます。

新旧対照表6ページをご覧ください。

第33条第2項において、平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数を現行の0.85月から0.95月に改め、0.1月引き上げる旨を規定しております。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

再任用職員の勤勉手当の支給率を、6月分と12月分それぞれ0.4月分（支給済み）の計0.8月分を、今回12月分を0.45月分とし、計0.85月分と定めております。

次に、議案書2ページから17ページまでは行政職、海事職、教育職、医療職2から4の給料表について、平均0.2%の引き上げ改定を行っております。

また、それぞれの給料表の最下段に、再任用職員の額を示しております。

次に、議案書18ページをお開きください。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正をしようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表8ページをご覧ください。

第33条第2項第1号は、正規職員の6月と12月に支給する勤勉手当の支給月数を、本条例第1条の改正により、平成29年度は6月が0.85月分（支給済み）、12月が0.95月分（支給済み）の計1.8月分としたところ、平成30年度より6月分、12月分をそれぞれ0.9月分とし、計1.8月分と定めております。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率を、6月が0.4月（支給済み）、12月が0.45月分（支給済み）の計0.85月分としたところ、6月分、12月分それぞれ0.425月分とし、計0.85月分と定めております。

次に、議案書18ページをお開きください。

第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年壱岐市条例第2号）の一部改正をしようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表9ページをお開きください。

第7条第2項は、特定任期付職員の平成29年12月の期末手当の支給月数を1.625月分から1.675月分に改め、0.05月、引き上げる規定をしております。

また、別表特定任期付職員給料表につきましても、国に準じて記載のと通りの改定をしております。

ます。

次に、議案書18ページをお開き願います。

第4条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表10ページをご覧ください。

第7条は、特定任期付職員の12月に支給する期末手当の支給月数を、本条例第3条で改正した1.675月分を1.65月分に改め、6月に支給する期末手当についても1.625月分から1.65月分に改めております。

本条例第3条の改正により、平成29年度は6月が1.625月分、12月が1.675月分の計3.3月分としたところ、適用日を異にする第4条の改正で、平成30年度より6月が1.65月分、12月が1.65月分の計3.30月分と定めております。

参考でございますが、現在、本市には一般及び特定任期付職員は在職をしておりません。例規の整備のみでございます。

議案書18ページ下段より20ページまでは、附則として施行期日、適用日等について定めております。

なお、参考までに、県内他の12市全てが人事院勧告どおりの改定となります。改定済みが12月上程8市、または改定予定が3月上程4市となっております。

また、本市の給与体系につきましては、これまで引き上げ、引き下げ、いずれも人事院勧告に基づく改定を、議会の御承認をいただき行ってきたところでありまして、特に平成27年の4月1日の改定では、俸給表の水準を平均2%、最大で4%の引き下げを行ったところであります。

さらに、壱岐市独自の取り組みとして、平成25年4月から給与制度の透明性の確保と年功的要素の解消を図るため、職務職責を十分に反映した職務給の原則に基づいた給与格付けを行う級別標準職務表の見直しを行い、これにより5年間の激減緩和の経過措置期間が終了する本年4月より、85名の職員が1万円未満から最大で5万円以上の減額となるなど、独自の給与抑制策を行ってきたところであり、現在、国家公務員の給与を100としたときの地方公務員の給与水準を指数化したラスパイレス指数は、平成29年4月1日現在で本市が97.9、県内市平均が98.2となっており、低い水準となっております。

以上、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

今回の改正は、現在の期末手当の支給率を現行の3.25月から0.05月上乗せし、3.30月にするものであります。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、平成29年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を現行の12月期1.7月を1.75月に改め、支給済みの6月期1.55月と合わせて、年間3.30月とするものでございます。

現行より0.05月の増加となりますが、この増加分を既に支給しております12月期の期末手当に上乗せして3月末までに支給することとなります。

第2条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、平成30年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期を現行の1.55月から1.575月に、12月期を現行の1.75月から1.725月に、年間計3.30月に改正するものであります。

第3条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定しております。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を現行の12月期1.7月を1.75月に改め、支給済みの6月期1.55月と合わせて、年間3.30月とするものであります。現行より0.05月の増加となります。

第4条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期を現行の1.55月から1.575月、12月期を現行の1.75月を1.725月、年間計3.30月に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、参考資料1の11ページから14ページに載せております。

附則は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をしております。

昨年12月に支給された期末手当ではありますが、12月に支給する期末手当は、改正条例の公布後は改正規定の内払いとなり、差額分については条例公布後の支給となります。

なお、参考までに県内他の12市の特別職並びに議員の改定状況でございますが、期末手当の率が既に今回改正後の3.3月以上になっている2市を除き、全て法改正に準じて3.3月の改正となります。改正済みが12月上程8市、または改正予定が3月上程2市となっております。

以上、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号壱岐市土地開発基金条例の廃止について御説明を申し上げます。

議案第6号壱岐市土地開発基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市では、公用もしくは公共用地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、平成16年3月に旧4町の土地開発基金を引き継ぎ、壱岐市土地開発基金を設立したところでございます。

しかしながら、現在、当該基金で保有する土地もなく、土地購入についても、通年議会であることから、その都度、必要な時期に予算計上できる環境にあり、当該基金に保有する現金についても、新たな用地の取得に活用されておられません。

以上のことから、土地開発基金についても、公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことなどから、平成29年度をもって廃止しようとするものでございます。

基金の状況としては、平成16年合併当初の現在高が現金4,588万759円、土地が8億5,731万9,141円、計9億319万9,900円でございます。

その後、土地開発基金で購入した土地について、一般会計予算等で買い戻しを行い、取り崩しにより一般会計へ繰り入れるなど整理を行い、平成29年度末の現在高見込みは、現金1,447万3,696円、土地の保有はございません。

当該基金の廃止に伴い、現在、基金で保有する現金については、一般会計に繰り入れて、後年度の予算の財源として有効に活用していくこととなります。

次のページをお開きください。

壱岐市土地開発基金条例（平成16年壱岐市条例第74号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第6号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第4号から議案第6号まで続けて説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第7号、第8号について、続けて御説明します。

議案第7号壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について、壱岐観光サービス拠点施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市を訪れる観光客や市民皆様に対して観光情報及びサービスの提供を行うことにより、その利便性を増進し、交流人口の拡大及び観光の振興に寄与するための施設として、本年度、地方創生拠点整備交付金を活用し整備しておりました壱岐観光サービス拠点施設がこの3月末に完成することにより、条例の制定を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐観光サービス拠点施設条例、第1条設置について、第2条は設置施設の名称及び位置についてでございます。名称は壱岐観光サービス拠点施設、位置は壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地24でございます。第3条は管理について、第4条は利用について、第5条は使用料について、第6条は使用制限について、第7条は遵守事項について、第8条は損害賠償について、第9条は管理の代行について、第10条は委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものといたしております。

次に、議案第8号について御説明いたします。

議案第8号壱岐市テレワーク施設条例の制定について、壱岐市テレワーク施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、テレワークの推進により、雇用の活性化及び都市との交流を図る拠点として、また、多様な人々が集まり、壱岐市の未来について語り合うための施設として、本年度、地方創生拠点整備交付金を活用し整備しておりました壱岐市テレワーク施設及び短期滞在型宿泊施設シェアハウスがこの3月末に完成することにより、条例の制定を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市テレワーク施設条例、第1条設置について、第2条は名称及び位置について、名称は壱岐市テレワーク施設、位置は壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外でございます。第3条は利用の許可について、第4条は使用料について、第5条は使用料の減免について、第6条は遵守事項について、第7条は損害賠償等について、第8条は利用の許可の取り消し等について、第9条は管理の代行等について、第10条は利用料金の收受等について、第11条は委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものといたしております。

また、準備行為について定めております。別表第4条及び第10条関係でございますが、テレワークセンターの料金については、個室、1月4万5,000円、固定席、1月1万5,000円、自由席、1月8,000円、初回の登録料5,000円、コミュニティスペースにつきましては、原則無料ですが、利用者が入場料等を徴収する場合につきましては、1時間当たり500円という料金を設定いたしております。また、シェアハウスにつきましては、1月3万円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第9号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

改正内容は、第15条第1項第2号中、同条第9項を同条第11項に改めるものでございます。

資料としまして、議案関係資料1の15ページに新旧対照表を添付しております。

条例の改正点は、本条例が参照基準としている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称、認定こども園法の第3条第7項に政令指定都市の長が行うべき知事への協議及び第10項に報告すべき業務が追加されたことにより、条ずれが生じたため、改正の要があるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。高下保健環境部長。

[保健環境部長（高下 正和君） 登壇]

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第10号から議案第13号までを一括して御説明申し上げます。

まず、議案第10号壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を別紙のとおり定める。
本日の提出でございます。

提案理由は、指定居宅介護支援事業所の指定等に関する権限が、平成30年度より都道府県から市町村に移譲されることに伴い、条例の制定をするものであります。

次のページをお開きください。

この条例は、第1章で、趣旨及び基本方針、第2章、人員に関する基準、第3章、運営に関する基準、第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準といたしております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第11号壱岐市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、指定居宅介護支援事業所の指定権限が、県から移譲されることに伴い、指定申請等の手数料を新たに定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容につきましては、指定申請の手数料1件につき1万2,000円及び指定更新申請の手数料1件につき8,000円を追加するものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、第7期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の設定及び介護保険法の一部改正に伴う過料を科する規定が見直されたことについて、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正の内容は、基準介護保険料を年額7万3,700円として設定をし、各段階の保険料を条文のとおり改正するものでございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の壱岐市介護保険条例第5条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分については、従前の例によるものといたします。

続きまして、議案第13号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、高齢者の医療確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の見直しに係る事務取扱が開始されることについて、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容につきましては、これまで本市の国民健康保険被保険者である他県の施設入所者が75歳に達した段階で、医療保険が国保から後期高齢者医療に変わることにより、施設所在地の県広域連合の被保険者となることになっておりましたが、今回、改正により75歳に達した後も入所が継続する間、本県広域連合の被保険者となるよう改めるものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号から議案第13号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第14号から議案第16号まで、続けて説明いたします。

議案第14号壱岐市都市計画審議会条例の制定について。

壱岐市都市計画審議会条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出です。

都市計画審議会については、上位法となる都市計画法第77条の2第3項に、市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めると規定されております。このため、壱岐市附属機関設置条例の中から、都市計画審議会を削除しまして、新たに壱岐市都市計画審議会条例を制定するものでございます。

次のページをお願いします。

条例の内容は、第2条に所掌事務、第3条に組織、第4条に委員の任期などを示しております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号壱岐市都市公園条例の一部改正について。

壱岐市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出です。

提案理由は、都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容は、現行条例の第2条の3に1項を加え、6項として、「令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする」としています。これは、一つの都市計画公園に設ける運動施設面積の総計が当該公園の敷地面積に占める割合を示しております。

また、第14条に1項を加え、3項として、「第1項の規定に基づく処分により生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない」とします。

そのほかには、表現の見直しなどを行っております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

別添資料の1の議案関係資料の22ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案第16号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出です。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

道路占用料については、道路法施行令によって決められておりますが、占用料金の額の見直しが3年に一度行われ、平成27年度に行われた固定資産税評価替え、地価に対する賃料の水準の変動などを踏まえまして、国の道路占用料が平成29年度から改定されております。

壱岐市も国の改定に伴って、別紙のとおり、道路占用料を改定するものでございます。

この改正により、例を挙げますと、一般的な電柱で、現行では、1本につき1年間で310円が300円に、そのほかのもので、占用面積1平米につき1年で560円が540円にと、このようにほとんどの項目で減額になります。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

別添資料1の議案関係資料の23から29ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第14号から議案第16号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第17号壱岐市体育施設条例の一部改正について説明をいたします。

壱岐市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、石田テニスコートを石田幼保連携型認定こども園（仮称）建設予定地として用途の変更を必要とするため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条第2項の表中、石田テニスコート及び壱岐市石田町石田西触1225番地1並びに別表石田テニスコートの項を削ることといたします。

なお、改正条文の新旧対照表を資料1の30、31ページに記載いたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 議案第18号、議案第19号を続けて御説明させていただきます。

まず、議案第18号壱岐市火災予防条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公開し、利用者等の選択を通じて、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促す必要があるため、所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。

改正の内容でございますが、第47条の次に、防火対象物の消防用設備等の状況の公表といたしまして、第47条の2を追加し、公表に係る条項としまして、第1項に消防長の責務、第2項には関係者への事前通知義務、第3項で手続は規則で定める旨をそれぞれ規定するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成30年10月1日から施行することとしております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

次に、議案第19号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動を反映し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布され、平成30年4月1日から施行されることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、別表第1に定められた危険物施設の設置等にかかわる申請手数料を改正するもので、危険物施設である規模の大きな屋外タンク貯蔵所等を設置する場合の許可に係る申請手数料の額、完成検査前の事前検査を行う際の申請手数料の額、屋外タンク貯蔵所の保安検査に係る申請手数料の額を改正するものであります。

改正額の比較につきましては、資料1、新旧対照表の34ページから47ページを御参照願います。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

議案第18号及び議案第19号につきまして、御審議、よろしくお願い申し上げます。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第20号、第21号について続けて御説明いたします。

議案第20号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は「壱岐市筒城浜ふれあい広場」、位置は、壱岐市石田町筒城仲触1856番地7外。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町本村触683番地2、一般社団法人壱岐市観光連盟、会長長嶋立身。

3、指定期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市筒城浜ふれあい広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

指定管理者候補者である一般社団法人壱岐市観光連盟は、壱岐市の観光振興の母体であり、当該施設の運営を行う団体としてこの団体が最適と判断して、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定いたしました。

なお、議案の提出に伴いまして、一般会計当初予算におきまして、債務負担行為を設定させて

いただいております。

次に、議案第21号について御説明いたします。

議案第21号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称「壱岐市テレワーク施設」、位置は、壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外。

2、指定管理者。壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5、一般社団法人壱岐みらい創りサイト、代表理事高下徳広。

3、指定期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市テレワーク施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

指定管理者候補者である一般社団法人壱岐みらい創りサイトは、地方創生連携協定を提携している富士ゼロックス株式会社と壱岐市が、地方創生のための主要事業であるテレワークの推進のために設立した団体であり、当該施設の運営管理を行う団体としてこの団体が最適と判断して、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定いたしました。

なお、議案の提出に伴いまして、一般会計当初予算におきまして、債務負担行為を設定させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第22号壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について御説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

第6期の壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画におきましては、「高齢期になっても、健康で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、地域包括ケアを進めるべく取り組んでまいりました。

第7期の計画におきましても、6期において掲げた基本理念を継承し、地域福祉について市民

の皆様の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する地域づくり、人づくりを踏まえ、全ての高齢者を対象として、住みなれた地域で生き生きと暮らし続けていくために、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいつくりを含めた総合的な保健福祉の向上を図ることを目標として、策定をいたしております。

計画の策定に当たっては、高齢者人口等の将来予測、また高齢者の日常生活の状況を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査を実施し、その調査結果から、3カ年の介護需要によるサービスの種類ごとの見込みや、そのために必要な保険料水準を推計して、介護保険料の算定を実施いたしました。

基準月額は、883円アップの6,145円として、年額7万3,700円に設定をいたしております。

計画の詳細につきましては、次ページ以降に添付いたしておりますので御確認をお願いいたします。

被保険者の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更について御説明いたします。

長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

- 1、契約の目的。長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）。
- 2、契約の方法。随意契約。
- 3、変更後契約金額。1億7,601万840円、現契約金額1億8,684万円、1,082万9,160円の減額でございます。
- 4、契約の相手方。壱岐市郷ノ浦町坪触2583番地。有限会社割石工務店、代表取締役割石賢明。

提案理由でございますが、長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）において、可動式間仕切り及び屋根部分と外壁の断熱工法の減等により、契約変更を行うものであります。

次のページをお開きください。

参考資料といたしまして、主な変更箇所について、変更前と変更後の平面図を載せております。

1枚目と2枚目の平面図は、可動式間仕切りの変更部分になりますが、当初の設計では、1階左側避難室に要配慮者のスペースを確保するため、鉄骨レールにスライディングウォールを設置する工法としておりましたが、変更後は、可動式間仕切りをつくり込まずに、自在な間仕切りに適しているパーティションを購入設置することに変更しました。

3枚目と4枚目の図面は、屋根及び外壁に断熱工法を施すこととしておりましたが、最長3日間の滞在を想定する避難施設としては、県との協議の折に省エネルギー対応にする必要はないとの指摘があり、工法の変更を行っております。

なお、参考でございますが、工期につきましても変更を行う予定にしております。現在の工期は平成29年10月27日から平成30年3月31日までとしておりますが、5月31日まで工期を延長します。

理由といたしましては、2次離島での工事のため、季節風の影響を受けまして、建築資材等の運搬が計画どおりに進まなかったこと、今後も同様の事由により、島への運搬に困難を来す状況も予想されることを考慮し、国、県に対しまして、工期延長の変更承認の手続きをとっております。

また、同時期に発注しております原島地区放射線防護対策施設整備工事につきましても、同様の措置をとる予定でございます。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億660万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億5,767万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5から6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正。1、追加で、2款1項総務管理費の高等職業訓練校耐震改修事業ほか13件の事業費総額2億3,159万6,000円につきましては、工事内容の変更等に係る設計協議・調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内に事業が完了しない見込みであるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加計上しております。

また、2、変更で、4款1項保健衛生費の水道事業会計繰出金ほか3件の事業費総額16億8,090万5,000円は、昨年12月会議に上程いたしました補正予算（第9号）に係るものの変更でございます。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料2、平成29年度3月補正予算案概要の26から35ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

7から10ページにかけましては、第3表地方債補正、1、変更で、それぞれ起債を充当して実施する事業につきまして、事業費の精査を行い、借入限度額について増額、減額の補正を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税で510万7,000円を増額いたしております。

次に、12款1項2目災害復旧費分担金、農地及び農業用施設災害復旧費分担金は、昨年7月の集中豪雨災害については、激甚災害の適用を受けることとなり、国庫補助率の増加に伴い、受益者負担が軽減されること、また、国の予算配分の状況から、今年度においては、復旧件数全体の7割相当を予算計上することとなったため、既予算計上額から8,108万3,000円を減額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、離島輸送コスト支援事業の事業費実績見込みにより、2,200万3,000円を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、国庫補助金と同様に、離島輸送コスト支援事業、滞在型観光促進事業、雇用機会拡充事業の事業費実績見込みにより、8,626万5,000円を減額しております。

次に、8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、先ほど分担金でも説明いたしましたとおり、国庫補助率の増高及び全体の7割相当の予算計上とするため、1億4,446万円を増額いたしております。

18から19ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金、ふるさと応援寄附金は、当初の見込みを大幅に上回る実績となる見込みであり、8,000万円を増額いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金は、主に災害復旧事業費への充当財源として計上していましたが、国庫補助金の増額及び事業費の減額に伴い、6億8,000万円を減額しております。

21款市債につきましては、7から10ページの第4表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別表資料2の平成29年度3月補正予算案概要の主要事業の中から主な内容について御説明いたします。

資料2の2から3ページをお開き願います。

2款総務費1項6目企画費、ふるさと応援寄附金1億1,000万円の増額補正は、本年1月末現在での寄附申し込み額が既に当初予算計上額の約1.4倍と大幅に上回っており、年度末の実績を見込んで基金への積立金及び返礼品、事務諸経費等について増額するものでございます。

次に、13目国境離島振興費につきましては、航路航空路運賃低廉化事業、創業事業拡大支援事業ほか全6事業において、事業費の実績見込みにより、総額で1億6,134万9,000円の減額補正を行っております。

次に、6から7ページをお開き願います。

3款民生費1項4目国民健康保険事業費、直営診療施設勘定繰出金1,088万7,000円の補正は、人口減少等による診療報酬収入の減に伴い、構造的な赤字に陥っており、これまで基金の取り崩し等で運営を行ってきましたが、昨年度より一般会計からの繰り入れが必要となっております。

次に、14から15ページをお開き願います。

5款農林水産業費2項2目林業振興費、自然災害防止事業及び被災住居等林地災害土砂除去事業につきましては、災害復旧工事の申請取り下げ等により、合計で6,186万8,000円を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、しま共通地域通貨発行事業5,500万円の減額補正は、前年度までの事業費精算に伴う委託料の減額によるものでございます。

18から19ページをお開き願います。

9款教育費3項1目中学校管理費4,038万8,000円の減額補正は、芦辺中学校校舎改

築・改修工事に伴う旧那賀中学校校舎解体工事など、事業費の減額によるものでございます。

20から21ページをお開き願います。

10款災害復旧費につきましては、事業の繰り越しを含めて、本年度で実施する災害復旧事業費について精査を行い、農地等災害及び公共土木施設災害の合計で4億7,670万3,000円を減額しております。

そのほか、各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額につきまして、減額補正を行っております。

以上で、議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第25号から27号までを一括して説明させていただきます。

議案第25号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,414万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,127万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ703万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,035万3,000円とします。

2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項国民健康保険税につきましては、課税所得や被保険者数の移動により、それぞれにおいて増額及び減額し、計131万1,000円を増額しております。

3款1項国庫負担金につきましては、額の確定により、計9,398万9,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

3款2項国庫補助金については414万1,000円を、1款1項県負担金については、計2,407万8,000円を、4款2項県補助金につきましては、計3,584万2,000円を、

額の確定により減額いたしております。

6款1項前期高齢者交付金につきましても、額の確定により1,524万9,000円を減額をいたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

7款1項共同事業交付金については、高額医療共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額の確定により、計1億9,512万3,000円を減額いたしております。

9款1項一般会計繰入金は、額の確定及び決算見込みにより、計4,005万1,000円を減額をいたしております。

また、10款1項繰越金は、前年度の繰越金1億3,301万3,000円を財源として計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項療養費の1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費、2項2目退職被保険者等高額療養費、2款4項出産育児諸費につきましては、決算見込みにより、それぞれ減額いたしております。

16、17ページをお開き願います。

6款介護納付金、7款共同事業拠出金につきましては、額の確定により減額いたしております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,670万1,000円とします。

2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料について、計800万円を増額計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料の収入決算見込みにより、800万円増額をいたしております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,906万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,975万5,000円とします。

第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款2項国庫補助金は、調整交付金の交付率の変更に伴い2,700万円を減額し、その財源確保のため、7款2項基金繰入金において、介護給付費準備基金より同額を追加計上いたしております。

また、8款繰越金につきましても、財源確保のため、前年度からの繰越金2,592万9,000円を追加計上しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款3項介護認定審査会費は、総合事業の実施に伴う認定期間の延長等による介護認定申請件数の減に伴い、主治医の意見書の手数料の減額をいたしております。

6款1項諸支出金2目償還金は、国庫支出金及び県支出金の精算に伴う1,903万円を増額をいたしております。

以上で、議案第25号から27号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第28号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,325万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,890万8,000円とします。

2項及び第2条、第3条については記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

2、歳入ですが、4款県支出金で588万円を減額し、そのほかに使用料などの減額補正をしております。

主な内容は、漁業集落排水整備事業補助金の内示減、そして使用料などの実績見込みによるものでございます。

次に、12から13ページをお願いします。

3、歳出でございます。2款1項管理費で314万8,000円の減額、2款2項1目施設整備費で980万円の減額をしております。これは、漁業集落排水整備事業の加入助成金や施設管理業務などの実績見込みによる減額と漁業集落環境整備事業補助金の内示減により、工事請負費の減額をしております。

議案第28号に関する主要事業については、資料2の24から25ページに掲載しております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第29号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成29年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,113万1,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明をいたします。4款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金でございますけれども、一般会計からの繰入金39万6,000円の増額を計上しております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について御説明をいたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、嘱託職員の時間外手当追加分18万円を計上しております。

2節給料及び3節職員手当につきましては、議案第4号で説明をいたしました、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正を根拠とする給与の改定及びその他の増加分として給料5万5,000円、職員手当36万1,000円を増額計上いたしております。また、4節共済費につ

きましては、実績見込みに基づき、20万円を減額しております。

給与費明細書につきましては、13ページ、14ページ、15ページのとおりでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成29年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益で49万7,000円の増額、支出の第1款水道事業費用では18万3,000円の減額をしています。

第3条、平成29年度壱岐市水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入で1,247万2,000円の増額、支出の第1款資本的支出で151万2,000円の増額をしております。

2ページの第4条は記載のとおりでございます。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

収益的収入及び支出ですが、総経費で給与改定に伴い、49万7,000円の増額と印刷製本費の実績見込みにより、60万円の減額を行いまして、差し引き10万3,000円の減額、また、浄水場汚泥運搬処理委託料や浄水用薬品代などの実績見込みによる減額と、災害や寒波などによります水道施設修繕料などが不足することから増額を行い、差し引きで18万3,000円の減額となっております。

このような予算の組み替えを行っています。

12から13ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入で1,247万2,000円の増額をしており、これは道路改良工事に伴う配管替えでございます。支出では、151万2,000円の増額をしております。これは、公共下水道事業に伴う給排水管の布設替えでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ272億7,000万円と定める。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項。期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2から5ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6から7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、平成31年度以降に発生する債務負担行為19件の内容につきましては、記載のとおりでございます。

8ページをお開き願います。

第3表地方債で、平成30年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債限度額の総額は47億5,600万円でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

1款市税1項市民税8億5,085万円は、対前年度比619万4,000円の増で、平成29年度の見込み額等から算出した結果、個人分が415万6,000円、法人分が203万8,000円の増となっております。

2項固定資産税10億833万円3,000円は、対前年度比1,832万3,000円の減で、平成30年度が3年に一度の評価替えの年に当たり、その影響を考慮し、予算計上しております。

次に、16から17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、平成26年度より始まりました普通交付税の合併算定がえ特例措置であります。段階的縮減が最終年度を迎えることなどを考慮し、普通交付税87億5,790万円、特別交付税5億9,230万円で、対前年度比3億1,645万6,000円の減となっております。

次に、26から27ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金で、離島活性化交付金は、観光交流促進事業として日本遺産関連PR事業やインバウンド対策事業など、全12の事業に対し、2分の1の補助金5,768万3,000円、地方創生推進交付金で、壱岐仕事サポートセンターIkiBiz、壱岐市ふるさと商社の運営費補助金やテレワーク推進事業、壱岐島北部観光資源の魅力向上発信基盤整備事業として、イルカパーク辰ノ島の観光インフラ整備など、全9事業に対し2分の1の補助金1億3,363万2,000円を計上しております。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、市を通して間接交付される国の補助金について、農水産物の出荷等に対する輸送コスト支援事業として、事業費2億1,901万6,000円の60%の補助金1億3,140万9,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入の実現や水素エネルギーの活用に向けた調査・研究等に係る経費について100%の補助金2億1,869万3,000円を計上しております。

次に、30から31ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、雇用機会拡充事業ほか全8事業に対し、事業種別ごとに国50～55%、県10～22.5%の補助率で、国費を含めて交付される補助金3億215万円を計上しております。

次に、38から39ページをお開き願います。

17款2項指定寄附金で、ふるさと応援寄附金につきましては、2億円の見込み額で計上いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金で、財政調整基金につきましては、財源調整のため5億円を、減債基金につきましては、地方債の償還財源として11億円をそれぞれ計上しております。

また、特定目的基金につきましては、過疎地域自立促進特別事業基金で、しま共通地域通貨発行事業の財源として1億7,645万円を、ふるさと応援基金につきましては、昨年豪雨災害の復旧経費に対して約1,000万円のほか、定住奨励事業や介護人材確保対策事業、消防団の

小型動力ポンプ積載車購入費などの財源として、総額で1億9,802万9,000円を、また合併振興基金につきましては、安全・安心のまちづくり交付金や行政協力事務交付金、庁舎間インフラ設備機器改修などの財源として、総額で5億3,330万円を計上しております。

次に、46から47ページをお開き願います。

21款市債につきましては、全体合計47億5,600万円で、対前年度比20億4,340万円の増となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道本村神里線、市道山崎線など、10路線の道路改良事業や消防署郷ノ浦支署の水槽付消防ポンプ自動車購入費など全16事業に対し、2億8,100万円を計上しております。

次に、2目過疎対策事業債は、ハード事業分で、石田町幼保連携型認定こども園整備事業や漁村再生交付金事業、市道住吉湯ノ本線道路改築事業など全12の事業に対し4億5,590万円を、ソフト事業分でしま共通地域通過発行事業、漁業用燃油対策事業など全28事業に対し、基本限度額分2億6,460万円、限度額超え分2億5,820万円、合わせまして5億2,280万円を計上しております。

次に、3目合併特例事業債は、市役所芦辺及び石田庁舎の耐震改修等事業、壱岐葬祭場整備事業、芦辺中学校の校舎改築事業のほか、小中学校全6校の体育館の屋根・外壁等改修事業に25億6,000万円を計上しております。

次に、4目臨時財政対策債は、地方交付税総額の不足分を補填するため、国と地方で折半するルールに基づき、地方分について各地方公共団体に発行する地方債について5億円を計上しております。

次に、5目土木債では、自然災害防止事業で、2つの地区の急傾斜地崩壊対策事業に1,520万円を、公営住宅建設事業で、古城団地及び三本松団地の改修事業に1億520万円を計上しております。

次に、6目消防債は、緊急防災・減災事業で、消防署郷ノ浦支署の耐震改修事業などに5,340万円を、防災基盤整備事業で防災行政無線の屋外拡声支局、パンザマスト4カ所の更新事業に880万円を計上しております。

次に、7目教育債は、緊急防災・減災事業で、湯ノ本地区公民館の耐震改修事業、壱岐の島ホールの空調設備等改修事業などに1億470万円を計上しております。

次に、10目災害復旧事業債では、昨年夏の記録的集中豪雨により被災しました道路等の公共土木施設災害復旧事業につきまして、単独分として行う小規模災害復旧事業に5,000万円を、国庫補助を受けて行う事業に9,900万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料3の平成30年度当初予算案概要の主要事業の中から、主な内容について御説明いたします。

別紙資料3の3から4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、本庁舎建設基金積立金5,000万円は、将来の市本庁舎建設に要する経費に充てるため、基金の積み立てを行うものでございます。

次に、5目財産管理費庁舎整備費8億7,000万円は、市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、芦辺庁舎と石田庁舎それぞれ耐震改修等を行うものでございます。

次に、7から8ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、起業家人材育成事業633万円は、民間事業者が地域資源を生かした複数のプロジェクトを設定し、地域おこし協力隊制度を活用して、起業家人材の育成・支援に取り組む事業でございます。

9から10ページをお開き願います。

同じく2款1項6目企画費、インバウンド対策事業は、離島活性化交付金を受けて平成28年度から継続している事業で、ターゲットを韓国、中国、台湾及び福岡在住の外国人とし、それぞれの国の観光客の特性等を考慮した情報発信や誘客への取り組み、また、市内観光関係事業者の意識啓発やセミナーの実施、外国人向け体験メニューの開発支援、コスプレを通じ、壱岐の認知度の向上を図り、誘客へつなげる仕組みづくりなど、インバウンド推進のための各種事業として、総額で2,070万円を計上しております。

同じく6目企画費、定住奨励事業は、UIターン者などの移住定住を促進するため民間事業者が行う賃貸住宅の建設費に対し、その一部を助成する事業として1,200万円を、そのほか、空き家の所有者に対して改修費用の補助を行い、活用できる形で空き家バンクへの登録を行うとともに、移住希望者への住宅取得支援や移住費用、家賃支援など、空き家の流通を図るための各種事業として、総額2,192万円を計上しております。

次に、13から14ページをお開き願います。

同じく2款1項6目企画費、離島航空路新規路線対策事業は、ORCの新規路線に対する補助として、壱岐市補助分9,366万6,000円のうち、平成30年度分の1,833万3,000円を計上しております。財源に過疎債ソフト事業を充当しております。

15から18ページにつきましては、2款1項7目情報管理費で、庁舎内及び庁舎間のネットワーク設備またはケーブルテレビ事業など、いわゆる情報系のシステムや施設に係る維持管理経費につきましては、運用開始から10年余りを経過し、主要な通信機器部品等が既に耐用年数を超えており、基幹部分の故障や通信障害を繰り返すといった危機的な状況となっているため、これら設備の保守・改修・更新、さらに今後の設備更新計画の策定等を含めまして、総額で4億

7,780万円を計上しております。

19から22ページにかけましては、2款1項13目国境離島振興費として、滞在型観光促進事業で3事業合計で4,500万円、離島航路航空路運賃低廉化事業で5,143万8,000円、離島輸送コスト支援事業で、農林及び水産分の合計で1億7,521万3,000円、創業事業拡大支援事業で3億円、さらに雇用機会拡充事業が要望どおり採択されない場合に備え、地方創生推進交付金枠を活用して、できるだけ多くの創業事業拡大支援事業を採択し、雇用創出に戦略的に取り組むものとし、9,000万円を計上しております。

次に、21から22ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、施設整備費補助金1,900万円は、社会福祉法人米寿会のグループホーム新設及び社会福祉法人和光会の障害者支援施設入浴設備の増設に対し、事業費の3分の1を補助するものでございます。

次に、25から26ページをお開き願います。

3款1項4目国民健康保険事業費、直営診療所施設勘定繰出金2,762万6,000円は、人口減少等による診療報酬、収入の減に伴い、平成30年度においても赤字となる見込みであり、一般会計からの繰り入れを行うものとしております。

27から28ページをお開き願います。

3款1項5目介護保険事業費、介護保険人材確保対策事業は、介護福祉士養成校の修学支援金として24名分の480万円、修学資金貸付金として2名分の160万円、養成校運営費として930万円、留学生の生活費援助として18名分の864万円など、合計2,460万円を計上しております。

同じく5目介護保険事業費、地域包括ケア人材確保支援事業440万円は、地域包括ケアの人材確保及び移住定住施策の一環として、看護師や保健師、社会福祉士等の有資格者で、市内事業所に就職された方が返還する奨学金及び家賃等に対し、その一部を助成するものでございます。

次に、31から32ページをお開き願います。

3款2項4目保育所費、石田町幼保連携型認定こども園新築工事は、本体新築工事及び周辺施設の解体、施工管理業務委託として3億117万8,000円を計上しております。

次に、35から36ページをお開き願います。

4款衛生費1項3目環境衛生費火葬場管理費は、壱岐葬祭場整備事業に係る本体建設施工管理業務及び備品等購入費などで、8億8,143万5,000円を計上しております。

次に、4目病院費、長崎県病院企業団負担金4億2,515万4,000円は、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく、本部及び壱岐病院運営経費に係る負担金でございます。

次に、39から40ページをお開き願います。

4款2項3目し尿処理費、公用車購入費につきましては、勝本自給肥料供給センターのバキューム車の老朽化に伴う更新で、1,353万8,000円を計上しております。

次に、47から48ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項4目畜産業費、地域肉用牛振興対策事業は、肥育素牛の価格高騰による肥育農家の経営基盤の弱体化を防ぐとともに、壱岐牛の出荷頭数を確保するため、壱岐牛維持・確保緊急対策事業として、子牛の導入経費に対する補助金1,750万円を、また、優良肉用牛の受精卵移植事業を行う壱岐市ET研究会への支援として、受精卵凍結機などの導入経費に対し、4分の1の補助金50万3,000円と合計で1,800万3,000円を計上しております。

次に、53から54ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、離島漁業再生支援交付金は、集落協定に基づいて実施される漁場の生産力向上や新規就業者の育成確保など、漁業の再生に関する実践的な取り組みに対して支援するもので、これら各事業の国境離島法施行による拡充分、雇用創出に関する取り組み等を含めて2億7,187万9,000円を計上しております。

次に、57から58ページをお開き願います。

同じく5款3項2目水産業振興費、漁業用燃油対策事業は、漁業用燃油の高騰に伴う沿岸漁業の窮状を鑑み、漁業経営の安定と水産物の安定供給を維持するため、漁業協同組合の正組合員が使用する漁業用燃油の購入に対し、1リットル当たり10円を補助するもので、過去の実績の見込みから6,717万9,000円を計上しております。

59から60ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、再生可能エネルギー推進事業につきましては、歳入のほうで説明いたしましたとおり、100%の補助を受けて実施する新規事業で、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入の実現や、水素エネルギーの活用に向けた調査・研究等に係る経費として2億1,869万3,000円を計上しております。

61から62ページをお開き願います。

同じく6款1項2目商工振興費、壱岐仕事サポートセンターI k i —B i zの運営費等補助金で3,915万円、同じく壱岐市ふるさと商社運営費等補助金で2,900万円、いずれも人件費、事務所借り上げ料等運営費に対する補助金を計上しております。

次に、65から66ページをお開き願います。

6款1項4目観光費、イルカパーク管理費で、地方創生推進交付金を受け、壱岐島北部観光資源の魅力向上・発信・基盤整備事業として、イルカパークの生けす整備、中仕切り網の設置などのハード整備で5,250万円、ソフト事業で2,200万円を計上しております。

次に、71から72ページをお開き願います。

7款土木費2項3目道路橋梁新設改良費は、補助事業で、住吉湯ノ本線改良事業ほか5路線と、5年に1回の道路ストック点検に3億682万8,000円、単独事業で、前目1号線ほか10路線の継続事業に7,071万7,000円、辺地過疎債の起債事業で、深江筒城線ほか6路線に1億9,872万2,000円を計上しております。

次に、77から78ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費は、公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅の屋根及び外壁、電気、給排水設備等の改修並びに下水道への接続、解体工事等を行うもので、合計1億6,556万9,000円を計上しております。

次に、8款消防費1項1目常備消防費は、壱岐消防署郷ノ浦支署の耐震改修工事で、施工管理を含めて4,550万円、同じく郷ノ浦支署の水槽付消防ポンプ自動車の購入費で6,372万円を計上しております。

79から80ページをお開き願います。

8款1項3目消防施設費は、消防団の小型動力ポンプ3台及び積載車3台の更新で2,455万2,000円を計上しており、そのうち積載車1台分にふるさと応援寄附金598万1,000円を充当しております。

次に、9款教育費1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するもので5,000万円を計上しております。

次に、3目教育指導費、離島留学生ホームステイ事業につきましては、これまでの高校生を対象とした離島留学生制度を、小中学生まで拡充し、壱岐市独自の取り組みとして、新たに壱岐市いきっこ留学制度を創設し、里親への委託や孫戻し留学、Iターンでの親子留学など、留学等に係る経費の一部を助成することで、複式学級の解消や部活動の充実につなげるもので、高校生分を含めまして、合計で1,720万5,000円を計上しております。

81から82ページをお開き願います。

9款2項1目小学校管理費は、芦辺小学校の体育館改築工事及び柳田小学校ほか3校の体育館の外壁・屋根改修工事、箱崎小学校のグラウンド改修工事など、合計で4億5,744万4,000円を計上しております。

次に、9款3項1目中学校管理費は、芦辺中学校の校舎改築及び改修工事、また、石田中学校の体育館外壁・屋根改修工事の合計で、11億373万5,000円を計上しております。

次に、89から90ページをお開き願います。

10款災害復旧費につきましては、本年度の未着手分について、農地農業用施設及び公共土木施設ともそれぞれ全体の約3割を新年度において計上しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

そのほか、基金の状況、見込みについては、資料の97ページに、地方債の状況に関する調書は98ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時35分といたします。

午後2時24分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第32号から34号までを一括して説明をさせていただきます。

議案第32号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,804万7,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,788万1,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

予算内容の説明に入ります前に、国民健康保険事業の変更点について御説明申し上げます。

国民健康保険の財政運営につきましては、平成30年度以降国保の都道府県化に伴い、県が財政運営の責任主体となり、市町村における予算編成において、歳入については国庫支出金支払基金からの負担金、交付金等がなくなり、新たに県からの交付金である保険給付費等交付金が新設され、歳出についても支払基金や国保連合会に支払う支援金、納付金及び拠出金がなくなり、県への納付とすることとなる国保事業費納付金が新設されるなど大幅な見直しとなっております。

それでは、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項国民健康保険税1目一般被保険者健康保険税を6億7,320万1,000円、2目退職被保険者等健康保険税6,015,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

新設の4款1項県支出金1目保険給付費等交付金につきましては、32億5,148万9,000円を計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金は、都道府県化に伴う国費の追加投入や、これまでの財政調整の仕組みが市町村単位から都道府県単位に見直されたことにより、平成24年度から続けてきておりました法定外繰入れを解消しており、総額3億1,501万3,000円を計上いたしております。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費には、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款1項療養給付費1目一般被保険者療養給付費につきましては、26億2,626万4,000円を計上しております。

2目退職被保険者療養給付費につきましては、退職者医療制度の廃止により新規の適用がないことから、昨年より3,654万8,000円の減の1,865万2,000円を計上しております。

20ページ、21ページをお開き願います。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費については、5億395万2,000円を計上しております。

4項出産育児一時金につきましては、42万円の40人分1,680万円を計上しております。

新設の3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費として6億9,085万6,000円を計上いたしております。

22、23ページをお開き願います。

3款2項後期高齢者支援金として2億536万7,000円、3項介護納付金として8,124万1,000円を計上しております。

5款保険事業費につきましては、都道府県化に伴っても国民皆保険制度を支える国民の財政安定化のため、引き続き保険事業を推進し医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の事業費を記載のとおり計上いたしております。

診療施設勘定について御説明を申し上げます。40、41ページをお開き願います。

診療施設勘定の歳入につきましては、1款診療収入として6,976万8,000円を計上いたしております。

42、43ページをお開き願います。

診療収入の減少に伴う歳入不足を補うため、4款2項一般会計繰入金として2,762万6,000円を計上しております。

44、45ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項総務管理費として9,687万7,000円を計上いたしております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億3,501万6,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては1億8,105万円を計上いたしております。

4款1項一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして1億4,741万5,000円を計上いたしております。

12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして3億2,577万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,157万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,241万3,000円と定める。

2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴

収、滞納繰越分を合わせまして5億6,287万1,000円を計上いたしております。

3款1項1目国庫負担金につきましては、歳出の介護サービスに対応するもので5億6,173万4,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金の1目調整交付金は3億3,503万2,000円、2目地域支援事業交付金につきましては3,975万円を計上し、3目地域支援事業交付金は2,464万円を計上しております。

4款1項支払基金交付金については、支払基金から交付されるものでございます。本年度交付率は27%となっております、8億9,712万1,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、4億6,645万8,000円を計上いたしております。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをしており、5億5,894万3,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金は、給付費準備基金から2,800万円を計上いたしております。

14、15ページをお開きを願います。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費は、制度改正に伴うシステム改修業務512万円など計608万8,000円を計上しております。

16ページ、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費については30億8,000万円を計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費は7,900万円を計上し、3款1項介護予防生活支援サービス事業費については1億8,086万7,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、2次予防指導事業、介護予防普及啓発事業などの費用3,846万2,000円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業任意事業は8,647万1,000円を計上いたしております。

次に、40、41ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明申し上げます。

歳入については、1款1項予防給付費収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業の利用者へのサービスプラン作成について居宅支援サービス計画費収入といたしまして3,235万

2,000円を計上いたしております。

42、43ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項一般管理費は、事務的経費として2,730万5,000円を計上し、2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と当該在住の対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第32号から34号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第35号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算。

平成30年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,773万4,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は3億円と定めます。第5条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の6,010万6,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

12から13ページには、8款市債として、公共下水道及び漁業集落分を計上しております。

14から15ページには、歳出としまして、1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として、13節委託料に施設管理業務費などを計上しております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の15節工事請負費にはインフラ等整備工事として大谷地区の污水管布設工事などを計画しております。

20から21ページには、2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費を計上しており、19節負担金及び交付金として下水道加入に伴います補助金など、2目施設管理費の13節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費を計上しております。

22から23ページをお願いします。

2項1目施設整備費の13節委託料は、施設の老朽度の調査を行い、機能保全計画書の策定業務費などを計上しております。

27から31ページは給与費明細書を、32から33ページは債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第35号に関する主要事業は、資料3の93から96ページに掲載しております。御審議のほどよろしくお願ひします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第36号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成30年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,524万8,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

第2条、一時借入金、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料につきましては、2,268万4,000円を計上いたしております。平成29年度と比較いたしますと204万7,000円の増としておりますが、これは平成29年4月1日から有人国境離島法施行による運賃低廉化に伴い島民皆様には、これまで利用していただいております往復運賃割引から国境離島運賃低廉化の適用される片道運賃のほうで御利用いただいております。結果として使用料の増につながっております。もちろんその運賃低廉化の運賃分と、普通運賃の差額分につきましては、国、県、市が負担することとなり、利用者の負担とはなっておりません。

また、平成30年度につきましても、三島地区におきまして県の公共工事等が予定されておりますので、乗船運賃及び自動車航送運賃の増加を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金及び3款県支出金につきましては、国庫補助金で4,869万5,000円、県補助金は1,279万6,000円を計上しております。国庫補助金につきましては、国の平成30年度予算の範囲内において交付されることになることから、昨年度と比較しますと減額となります。

一方、県補助金につきましては、国からの補助残をもとに算定することとなりますので、昨年

度と比較しますと増額となる見込みでございます。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、国、県の補助残及び補助対象外について計上しております。

次に、10ページ及び11ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

1款運行費1項運行管理費1目一般管理費につきましては、経常的な経費でございます。なお、船員関係につきましては、海事職4人、嘱託職2人を計上しております。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。

27節公課費79万9,000円につきましては、消費税納付金でございます。簡易課税に基づくものでございます。

2目業務管理費でございますが、これも経常的なものであり、11節需用費の修繕料2,150万円につきましては、主に中間検査とドックに係る修繕料でございます。

また、14節使用料及び賃借料につきましては、ドック検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費につきましては、平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまに係る公債費の償還が平成29年度で終了いたしますので、一時借入金利子のみを計上しております。

17ページから21ページにかけては、給与費明細書でございます。

22ページをお開き願います。

最後のページは、地方債の当該年度末残高の見込み額でございますが、ただいま御説明いたしましたとおり、平成29年度で償還が終了いたしましたので、ゼロ円となっております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第37号平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,348万8,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計1億1,348万

8,000円、前年度と比較いたしますと624万2,000円の増額となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を掲載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,641万6,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、365万6,000円を増額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、195万9,000円でございます。嘱託職員1名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れる予定でございます。

また、減価償却基金繰入金193万3,000円は、備品購入のための繰り入れを予定いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款諸収入3項1目受託事業収入4,300万円は、環境管理等の業務委託収入でございます。前年と比較いたしますと57万4,000円の増となっております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費1億1,343万7,000円で、前年度と比較いたしますと624万2,000円の増額となっております。主に労務雇い賃金及びトラクターのアタッチメント、ハローの備品購入費に伴うものでございます。

16ページには、給与費明細書を記載いたしております。

以上で、議案第37号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第38号平成30年度壱岐市水道事業会計予算。

第1条、平成30年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

収入、第1款水道事業収益は9億3,702万1,000円。支出、第1款水道事業費用は9億2,307万3,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は1億1,805万9,000円。支出の第1款資本的支出は2億8,065万1,000円です。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、給与改正によって実際に得られる収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与明細書を記載しております。

13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、16から19ページには、平成30年度末と平成29年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお願いします。

平成30年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,487万4,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、長期前受金戻入などを計上しております。

22ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。

2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査などを、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

24から25ページには、4目減価償却費などを掲載しております。

26から27ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、1目他会計から出資金として、これまでの簡易水道償還金などの企業債償還金などを計上しております。

2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替え補償費を計上しております。

27ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に配水管布設替え工事の経費を、2項資産購入費は量水器や量水ボックスの購入費を、3項企業債償還金は、これまでの水道事業会計分と簡易水道事業建設改良企業債の分を合わせたものを計上しております。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第42. 陳情第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第42、陳情第1号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号につきましては、タブレットに配信しておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月6日火曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時05分散会
